

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 4 年 3 月 16 日

徳島県公安委員会委員長 齋藤 恒範

1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏 名 又 は 名 称 及 び 所 在 地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	西出晃央	規則第6条第1号遊技機 ぱちんこ	P獅子王	マルホン工業株式会社	15302
株式会社 メーシー 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟	湯澤哲	規則第6条第2号遊技機 回胴式	S／STEINS;GATE／TG	株式会社 メーシー	15303
株式会社 三共 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	石原明彦	規則第6条第1号遊技機 ぱちんこ	PフィーバーダンまちF	株式会社 三 共	15304
株式会社 三共 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	石原明彦	規則第6条第1号遊技機 ぱちんこ	P蒼穹のファフナー 超蒼穹3800A	株式会社 三 共	15305
株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島隆寛	規則第6条第1号遊技機 ぱちんこ	PGOLDピラミッ伝V1E	株式会社 高 尾	15306
株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島隆寛	規則第6条第1号遊技機 ぱちんこ	Pあっぱれ！夏物語V1E	株式会社 高 尾	15307
株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島隆寛	規則第6条第1号遊技機 ぱちんこ	Pリアル鬼ごっこ2V3A	株式会社 高 尾	15308
株式会社 バルテック 徳島県徳島市沖浜東三丁目15番地	久岡征司	規則第6条第2号遊技機 回胴式	SナナイロサンゴAA	株式会社 バルテック	15309

2 検定の有効期間
公示の日から3年間。